

第三者調査の費用

(単位：円)

弁護士名	内訳	3月 (令和7年度)	4月	5月	6月	4月～6月 (令和8年度)	6月までの調査費用 総合計
伊藤弁護士 (調査委員)	タイムチャージ（費用）	781,000	1,567,500	1,479,500	1,226,500	4,273,500	5,054,500
	事務的経費	1,016	3,325	54,135	13,421	70,881	71,897
	計	782,016	1,570,825	1,533,635	1,239,921	4,344,381	5,126,397
	タイムチャージ（時：分）	35:30	71:15	67:15	55:45	194:15	229:45
須山弁護士 (調査委員)	タイムチャージ（費用）	247,500	891,000	902,000	1,430,000	3,223,000	3,470,500
	事務的経費	34,705	69,225	3,194	4,791	77,210	111,915
	計	282,205	960,225	905,194	1,434,791	3,300,210	3,582,415
	タイムチャージ（時：分）	11:15	40:30	41:00	65:00	146:30	157:45
齋藤弁護士 (調査委員)	タイムチャージ（費用）	346,500	1,111,000	1,155,000	1,089,000	3,355,000	3,701,500
	事務的経費	0	7,014	9,323	10,555	26,892	26,892
	計	346,500	1,118,014	1,164,323	1,099,555	3,381,892	3,728,392
	タイムチャージ（時：分）	15:45	50:30	52:30	49:30	152:30	168:15
澄川弁護士 (補助員)	タイムチャージ（費用）	181,500	726,000	1,149,500	671,000	2,546,500	2,728,000
	事務的経費	21,780	22,893	31,655	26,338	80,886	102,666
	計	203,280	748,893	1,181,155	697,338	2,627,386	2,830,666
	タイムチャージ（時：分）	8:15	33:00	52:15	30:30	115:45	124:00
吉田弁護士 (補助員)	タイムチャージ（費用）	236,500	869,000	990,000	1,303,500	3,162,500	3,399,000
	事務的経費	0	118,398	355,762	466,031	940,191	940,191
	計	236,500	987,398	1,345,762	1,769,531	4,102,691	4,339,191
	タイムチャージ（時：分）	10:45	39:30	45:00	59:15	143:45	154:30
野口弁護士 (補助員)	タイムチャージ（費用）	236,500	742,500	671,000	1,001,000	2,414,500	2,651,000
	事務的経費	0	0	0	4,253	4,253	4,253
	計	236,500	742,500	671,000	1,005,253	2,418,753	2,655,253
	タイムチャージ（時：分）	10:45	33:45	30:30	45:30	109:45	120:30
合計	タイムチャージ（費用）	2,029,500	5,907,000	6,347,000	6,721,000	18,975,000	21,004,500
	事務的経費	57,501	220,855	454,069	525,389	1,200,313	1,257,814
	計	2,087,001	6,127,855	6,801,069	7,246,389	20,175,313	22,262,314
	タイムチャージ（時：分）	92:15	268:30	288:30	305:30	862:30	954:45

タイムチャージ額は、1時間あたり22,000円（税込）。15分単位で計上

※7月分の調査費用については精査中

総 コ 第 573 号
令和 8 年 3 月 18 日

弁護士 野口 容子 様

横浜市副市長 伊地知 英弘
(総括コンプライアンス責任者)

第三者による調査依頼について（補助員）

「横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱（令和 8 年 2 月 20 日制定 総コ第 513 号）」第 3 条で定める補助員として調査にかかる事務の補助を依頼しますので、別紙承諾書を提出してくださるようお願いします。

1 依頼事項

日本弁護士連合会の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」に基づき、以下の事項を依頼します。

- (1) 令和 8 年 1 月 15 日に横浜市総務局人事部長久保田氏が記者会見の際に配付した文書「横浜市長・山中竹春氏による問題のある言動」中に記載されている事実関係の調査、認定、評価

※ 1 月 28 日に、市議員・マスコミに対して、久保田氏が把握している事実関係をまとめた資料が追加で配付されています。

- (2) 前項に関連する事項において、その他必要と認める事項

2 依頼期間

承諾日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※ 報告書の作成等は、令和 8 年度に改めて依頼します。

3 報酬

別紙「横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準」のとおりです。

※ 調査期間中における 1 か月あたりの平均報酬額は、全調査委員及び補助員合計で 600 万円を目安とします。

4 支払方法

- (1) 補助員は、請求書、タイムチャージシート、事務的経費明細及び公式説明等明細を横浜市に提出することにより、報酬の請求を行います。

- (2) 事務的経費明細のうち、領収書等支払を証明する資料が存在するものについては、当該資料の写しを併せてご提出ください。

- (3) 横浜市は、請求書受領後 20 日以内に、補助員が指定する金融機関口座に報酬を振り込みます。

- (4) 支払にあたっては、所得税法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するた

めに必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により、10.21%※を源泉徴収します。
※源泉徴収対象額が100万円を超える部分については、20.42%となります。

5 個人情報の取扱い

調査委員及び補助員は、調査に協力する職員その他の者のプライバシー等を配慮するにあたり、日弁連指針及び関係法令だけでなく、以下の点についても御留意ください。

- ・ 事案関係者への事情聴取にあたっては、聴取対象者の秘匿を条件に実施することも検討してください。
- ・ 必要に応じて庁舎外での聴き取り等、特段の配慮もお願いします。
- ・ 調査によって作成した調書等及び収集した証拠資料は、調査委員及び補助員の責任において、調査終了から5年間保存し、横浜市には引き渡さないこととします。
- ・ 調書等及び収集した証拠資料の保存期間が過ぎた際には、シュレッダー等の確実な方法で廃棄することとし、その旨を横浜市に報告してください。

6 その他

中立・公平な立場から調査していただくため、横浜市の対応窓口は必要最小限に留めさせていただき、調査委員又は補助員から資料要求等の連絡を受けた場合に限り、対応することとします。

7 別紙

(1) 承諾書

(2) 横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱

(3) 横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準

(担当)

横浜市総務局コンプライアンス推進室
湊、加納

電話：045-671-4300

E-mail：so-comp@city.yokohama.lg.jp

承諾書

令和8年3月19日

横浜市副市長 伊地知 英弘 様

弁護士 野口 容子 印

令和8年3月18日総コ第573号の第三者による調査依頼について（補助員）、依頼内容
のとおり承諾します。

横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱

制定 令和8年2月20日 総コ第513号（副市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、令和8年1月15日に総務局人事部長が記者会見の際に配布した文書「横浜市長・山中竹春氏による問題のある言動」中に記載されている事実関係について、第三者による調査等（以下「第三者調査」という。）を実施するため、基本的な事項を定める。

（調査委員）

第2条 第三者調査の調査委員は、専門的な知識及び経験を有する弁護士3名とする。

（補助員）

第3条 調査委員は、調査にかかる事務を補助させるため、横浜市と調整のうえ、専門的な知識及び経験を有する弁護士を3名まで補助員とすることができる。

（調査事項）

第4条 第三者調査では、神奈川県弁護士会に調査依頼した事項（令和8年2月4日総コ第444号）に基づき、次に掲げる事項を行う。

- (1) 第1条の文書に記載されている事実関係の調査、認定、評価
- (2) 前号に関連する事項において、その他必要と認める事項

（ヒアリング等）

第5条 調査委員は、調査にあたって、関係者へのヒアリング及び資料の提供を求めることができる。

（成果物）

第6条 調査委員は、第4条の事項を調査の上、報告書を作成及び提出する。

（庶務）

第7条 第三者調査の庶務は、調査委員及び補助員において処理する。ただし、第三者調査に係る謝金等の支出及びその他調査委員が必要と認めて本市に依頼したものは、総務局コンプライアンス推進室コンプライアンス推進課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査に関し必要な事項は総括コンプライアンス責任者が定める。

附則

この要綱は、令和8年2月20日から施行する。

横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準

制定 令和 8 年 3 月 13 日 総コ第 556 号（副市長決裁）

令和 8 年 2 月 20 日総コ第 513 号 横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱（以下「要綱」という。）第 2 条で定める調査委員及び第 3 条で定める補助員への報酬基準は以下のとおりとする。

第 1 条（用語の定義）

この基準において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) タイムチャージ

要綱第 4 条に基づく調査に要した時間に応じて算定する報酬をいう。

(2) 事務的経費

要綱第 4 条に基づく調査のために必要な実費その他これらに準ずる費用のうち、調査委員及び補助員が外部に支出した費用をいう。

(3) 公式説明等

横浜市議会及び横浜市政記者会への記者会見における説明その他これらに準ずる公式な場における説明行為をいう。

第 2 条（報酬の区分及び額）

1 報酬は、次の各号に掲げる区分により支払う。

(1) タイムチャージ

1 時間あたり 20,000 円

(2) 事務的経費

実費相当額（領収書等に基づく税込額）

(3) 公式説明等

1 回あたり 50,000 円

2 前項第 3 号に定める公式説明等において、実際の説明時間が 2 時間 30 分を超える部分については、当該超過部分をタイムチャージで算定する。説明時間とは、当該公式説明等における調査委員又は補助員の発言（説明・答弁）の合計時間をいう。

3 市が調査委員又は補助員に報酬を支払う際には、消費税及び地方消費税相当額を別途加算するものとする。

4 タイムチャージの算定単位は 15 分とし、15 分に満たない時間は切り捨てる。

5 タイムチャージの算定は、毎月 1 日から月末日までの 1 か月単位で行う。

第 3 条（タイムチャージに含まれる業務の範囲）

1 タイムチャージに含まれる主な業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 調査委員及び補助員同士の打合せに要する時間

(2) 市職員に対するヒアリング等及びそれに必要な調査シート等の作成に要する時間

(3) 市から提供された資料・証拠等の確認に要する時間

(4) 関連法令・判例・文献・ガイドライン等の法律調査に要する時間

- (5) 事案の整理、検討、法的リスク評価等の検討時間
 - (6) 意見書、報告書、説明資料等の作成及び修正に要する時間
 - (7) 電話・オンライン会議・メール等による市担当者との連絡等に要する時間
 - (8) テープ・音声データ等の反訳作業に要する時間
- 2 前項に定めるもののほか、調査委員及び補助員が市から依頼された調査に必要な行為として、市の承認を得たものであって、別途事務的経費として整理し得ないものについても、タイムチャージの対象とする。

第4条（事務的経費の範囲）

- 1 事務的経費として、市が別途負担する主な費目及び範囲は、次の各号のとおりとする。
- (1)から(6)までは実費相当額とし、(7)については、合理的範囲で実際に必要となる額とする。
- (1) 交通費
 - ア 公共交通機関（電車、バス）の運賃
 - イ 自動車利用の場合の高速道路料金（※ガソリン代は含まない。）、駐車場料金
 - ウ タクシー料金（深夜、早朝又は公共交通機関の事故等により公共交通機関の利用が著しく不便な場合等、やむを得ない事由がある場合に限る。）
 - (2) 会議室借上費（市職員を対象としたヒアリング等を実施するため、有料の会議室等を借り上げた場合の費用）
 - (3) 音声反訳費（会議・ヒアリング・記者会見等の音声データの反訳を外部業者に委託する場合の費用。ただし、反訳業者に対し守秘義務を課し、納品後は当該データの速やかな削除及び削除証明の提出を求めている場合に限る。）
 - (4) 通信費（携帯電話、ポケット Wi-Fi その他通信機器を本件業務のために専用に借り上げた場合の利用料金で、他目的で利用した通信費と明確に分離することが可能な場合に限る。）
 - (5) 資料取得等の費用（公的機関への情報公開請求手数料等や登記事項証明書、住民票、戸籍謄本等の取得手数料、有料データベースの使用等に要する費用）
 - (6) 複写・印刷費等（コピー用紙の費用及び報告書等を外部印刷業者に発注した場合の資料印刷・製本費。コピー機や印刷用のプリンタ購入費用やそれに掛かる電気代は含まない。）
 - (7) 旅費・宿泊費（遠隔地への出張が必要となる場合の旅費・宿泊費であって、市の事前承認を得たものに限る）
- 合理的範囲で実際に必要となる額
- 2 調査委員及び補助員は、前項の事務的経費を請求する際、請求書と併せて領収書その他支出を証する書類の写しを提出しなければならない。
- 3 事務的経費のうち、少額で通常の事務所経費として一般的に発生するもの（通常の電話代、文具費等）は、原則としてタイムチャージに含まれるものとし、市は別途負担しない。ただし、特に多額となることが見込まれる場合には、事前協議の上、市が負担することができる。

第5条（公式説明等に関する取扱い）

- 1 第2条第1項第3号に定める「1回あたり」とは、同一の記者会見又は同一の議会（委員会を含む。）の開催単位をいう。
- 2 前項の記者会見等の準備行為（想定問答の作成、市職員との事前打合せ、資料作成等）については、タイムチャージによる算定とする。
- 3 議員又は記者等から調査委員又は補助員に対し、個別に問い合わせがあった場合の対応は、タイムチャージによる算定とする。

第6条（請求・支払）

- 1 タイムチャージ、事務的経費及び公式説明等の請求は、月末締めとし、原則として翌月10日までに、請求書、タイムチャージシート、事務的経費明細、公式説明等明細及び領収書等の写しを添付して提出しなければならない。
- 2 市は、前項の書類を受領し内容確認のうえ、横浜市会計規則等に基づき支払うものとする。

第7条（協議による調整）

この基準に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、市と調査委員及び補助員との協議により定めるものとする。

附則（適用期日）

この基準は、令和8年3月16日から適用する。

請求書

(請求先)
横浜市長 様

令和 8 年 月 日

住所

第三者による調査依頼について、 月分の報酬を請求いたします。

請求金額

(内訳)

項目	数量	単価	金額
タイムチャージ			
事務的経費			
公式説明等			
報酬額 (税抜)			
消費税額			
報酬額 (税込)			
(源泉徴収額)			
合計 (税込)			

振込先金融機関	
金融機関等名称	
支店名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

タイムチャージシート

※網掛部分にご入力ください

弁護士氏名	
-------	--

期間 ～

[illegible]

a 従事時間合計		※15分未満切捨
----------	--	----------

事務的経費明細

※網掛部分にご入力ください

弁護士氏名	
-------	--

期間		～	
----	--	---	--

月日		項目	支払先	金額	領収書 番号	摘要

b 事務的経費合計額	
------------	--

公式説明等明細

※網掛部分にご入力ください

弁護士氏名	
-------	--

月日		開始時間	終了時間	従事時間	公式説明 内容	備考

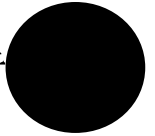
c 公式説明等回数	
-----------	--

承諾書

令和8年3月19日

横浜市副市長 伊地知 英弘 様

弁護士 野口 容子



令和8年3月18日総コ第573号の第三者による調査依頼について（補助員）、依頼内容
のとおり承諾します。

総 コ 第 557 号
令和 8 年 3 月 13 日

弁護士 伊藤 信吾 様

横浜市副市長 伊地知 英弘
(総括コンプライアンス責任者)

第三者による調査依頼について

「横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱（令和 8 年 2 月 20 日制定 総コ第 513 号）」第 2 条で定める調査委員として調査等を依頼しますので、別紙承諾書を提出してくださるようお願いします。

1 依頼事項

日本弁護士連合会の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」に基づき、以下の事項を依頼します。

- (1) 令和 8 年 1 月 15 日に横浜市総務局人事部長久保田氏が記者会見の際に配付した文書「横浜市長・山中竹春氏による問題のある言動」中に記載されている事実関係の調査、認定、評価

※ 1 月 28 日に、市会議員・マスコミに対して、久保田氏が把握している事実関係をまとめた資料が追加で配付されています。

- (2) 前項に関連する事項において、その他必要と認める事項

2 依頼期間

承諾日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※ 報告書の作成等は、令和 8 年度に改めて依頼します。

3 報酬

別紙「横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準」のとおりです。

※ 調査期間中における 1 か月あたりの平均報酬額は、全調査委員及び補助員合計で 600 万円を目安とします。

4 支払方法

- (1) 調査委員は、請求書、タイムチャージシート、事務的経費明細及び公式説明等明細を横浜市に提出することにより、報酬の請求を行います。

- (2) 事務的経費明細のうち、領収書等支払を証明する資料が存在するものについては、当該資料の写しを併せてご提出ください。

- (3) 横浜市は、請求書受領後 20 日以内に、調査委員が指定する金融機関口座に報酬を振り込みます。

- (4) 支払にあたっては、所得税法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するた

めに必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により、10.21%※を源泉徴収します。
※源泉徴収対象額が100万円を超える部分については、20.42%となります。

5 個人情報の取扱い

調査委員は、調査に協力する職員その他の者のプライバシー等を配慮するにあたり、日弁連指針及び関係法令だけでなく、以下の点についても御留意ください。

- ・ 事案関係者への事情聴取にあたっては、聴取対象者の秘匿を条件に実施することも検討してください。
- ・ 必要に応じて庁舎外での聴き取り等、特段の配慮もお願いします。
- ・ 調査によって作成した調書等及び収集した証拠資料は、調査委員の責任において、調査終了から5年間保存し、横浜市には引き渡さないこととします。
- ・ 調書等及び収集した証拠資料の保存期間が過ぎた際には、シュレッダー等の確実な方法で廃棄することとし、その旨を横浜市に報告してください。

6 その他

中立・公平な立場から調査していただくため、横浜市の対応窓口は必要最小限に留めさせていただき、調査委員から資料要求等の連絡を受けた場合に限り、対応することとします。

7 別紙

(1) 承諾書

(2) 横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱

(3) 横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準

(担当)

横浜市総務局コンプライアンス推進室
湊、加納

電話：045-671-4300

E-mail：so-comp@city.yokohama.lg.jp

承諾書

令和8年3月16日

横浜市副市長 伊地知 英弘 様

弁護士 伊藤 信吾 印

令和8年3月13日総コ第557号の第三者による調査依頼について、依頼内容のとおり承諾します。

横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱

制定 令和8年2月20日 総コ第513号（副市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、令和8年1月15日に総務局人事部長が記者会見の際に配布した文書「横浜市長・山中竹春氏による問題のある言動」中に記載されている事実関係について、第三者による調査等（以下「第三者調査」という。）を実施するため、基本的な事項を定める。

（調査委員）

第2条 第三者調査の調査委員は、専門的な知識及び経験を有する弁護士3名とする。

（補助員）

第3条 調査委員は、調査にかかる事務を補助させるため、横浜市と調整のうえ、専門的な知識及び経験を有する弁護士を3名まで補助員とすることができる。

（調査事項）

第4条 第三者調査では、神奈川県弁護士会に調査依頼した事項（令和8年2月4日総コ第444号）に基づき、次に掲げる事項を行う。

- (1) 第1条の文書に記載されている事実関係の調査、認定、評価
- (2) 前号に関連する事項において、その他必要と認める事項

（ヒアリング等）

第5条 調査委員は、調査にあたって、関係者へのヒアリング及び資料の提供を求めることができる。

（成果物）

第6条 調査委員は、第4条の事項を調査の上、報告書を作成及び提出する。

（庶務）

第7条 第三者調査の庶務は、調査委員及び補助員において処理する。ただし、第三者調査に係る謝金等の支出及びその他調査委員が必要と認めて本市に依頼したものは、総務局コンプライアンス推進室コンプライアンス推進課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査に関し必要な事項は総括コンプライアンス責任者が定める。

附則

この要綱は、令和8年2月20日から施行する。

横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準

制定 令和 8 年 3 月 13 日 総コ第 556 号（副市長決裁）

令和 8 年 2 月 20 日総コ第 513 号 横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱（以下「要綱」という。）第 2 条で定める調査委員及び第 3 条で定める補助員への報酬基準は以下のとおりとする。

第 1 条（用語の定義）

この基準において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) タイムチャージ

要綱第 4 条に基づく調査に要した時間に応じて算定する報酬をいう。

(2) 事務的経費

要綱第 4 条に基づく調査のために必要な実費その他これらに準ずる費用のうち、調査委員及び補助員が外部に支出した費用をいう。

(3) 公式説明等

横浜市議会及び横浜市政記者会への記者会見における説明その他これらに準ずる公式な場における説明行為をいう。

第 2 条（報酬の区分及び額）

1 報酬は、次の各号に掲げる区分により支払う。

(1) タイムチャージ

1 時間あたり 20,000 円

(2) 事務的経費

実費相当額（領収書等に基づく税込額）

(3) 公式説明等

1 回あたり 50,000 円

2 前項第 3 号に定める公式説明等において、実際の説明時間が 2 時間 30 分を超える部分については、当該超過部分をタイムチャージで算定する。説明時間とは、当該公式説明等における調査委員又は補助員の発言（説明・答弁）の合計時間をいう。

3 市が調査委員又は補助員に報酬を支払う際には、消費税及び地方消費税相当額を別途加算するものとする。

4 タイムチャージの算定単位は 15 分とし、15 分に満たない時間は切り捨てる。

5 タイムチャージの算定は、毎月 1 日から月末日までの 1 か月単位で行う。

第 3 条（タイムチャージに含まれる業務の範囲）

1 タイムチャージに含まれる主な業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 調査委員及び補助員同士の打合せに要する時間

(2) 市職員に対するヒアリング等及びそれに必要な調査シート等の作成に要する時間

(3) 市から提供された資料・証拠等の確認に要する時間

(4) 関連法令・判例・文献・ガイドライン等の法律調査に要する時間

- (5) 事案の整理、検討、法的リスク評価等の検討時間
 - (6) 意見書、報告書、説明資料等の作成及び修正に要する時間
 - (7) 電話・オンライン会議・メール等による市担当者との連絡等に要する時間
 - (8) テープ・音声データ等の反訳作業に要する時間
- 2 前項に定めるもののほか、調査委員及び補助員が市から依頼された調査に必要な行為として、市の承認を得たものであって、別途事務的経費として整理し得ないものについても、タイムチャージの対象とする。

第4条（事務的経費の範囲）

- 1 事務的経費として、市が別途負担する主な費目及び範囲は、次の各号のとおりとする。
- (1)から(6)までは実費相当額とし、(7)については、合理的範囲で実際に必要となる額とする。
- (1) 交通費
 - ア 公共交通機関（電車、バス）の運賃
 - イ 自動車利用の場合の高速道路料金（※ガソリン代は含まない。）、駐車場料金
 - ウ タクシー料金（深夜、早朝又は公共交通機関の事故等により公共交通機関の利用が著しく不便な場合等、やむを得ない事由がある場合に限る。）
 - (2) 会議室借上費（市職員を対象としたヒアリング等を実施するため、有料の会議室等を借り上げた場合の費用）
 - (3) 音声反訳費（会議・ヒアリング・記者会見等の音声データの反訳を外部業者に委託する場合の費用。ただし、反訳業者に対し守秘義務を課し、納品後は当該データの速やかな削除及び削除証明の提出を求めている場合に限る。）
 - (4) 通信費（携帯電話、ポケット Wi-Fi その他通信機器を本件業務のために専用に借り上げた場合の利用料金で、他目的で利用した通信費と明確に分離することが可能な場合に限る。）
 - (5) 資料取得等の費用（公的機関への情報公開請求手数料等や登記事項証明書、住民票、戸籍謄本等の取得手数料、有料データベースの使用等に要する費用）
 - (6) 複写・印刷費等（コピー用紙の費用及び報告書等を外部印刷業者に発注した場合の資料印刷・製本費。コピー機や印刷用のプリンタ購入費用やそれに掛かる電気代は含まない。）
 - (7) 旅費・宿泊費（遠隔地への出張が必要となる場合の旅費・宿泊費であって、市の事前承認を得たものに限る）
- 合理的範囲で実際に必要となる額
- 2 調査委員及び補助員は、前項の事務的経費を請求する際、請求書と併せて領収書その他支出を証する書類の写しを提出しなければならない。
- 3 事務的経費のうち、少額で通常の事務所経費として一般的に発生するもの（通常の電話代、文具費等）は、原則としてタイムチャージに含まれるものとし、市は別途負担しない。ただし、特に多額となることが見込まれる場合には、事前協議の上、市が負担することができる。

第5条（公式説明等に関する取扱い）

- 1 第2条第1項第3号に定める「1回あたり」とは、同一の記者会見又は同一の議会（委員会を含む。）の開催単位をいう。
- 2 前項の記者会見等の準備行為（想定問答の作成、市職員との事前打合せ、資料作成等）については、タイムチャージによる算定とする。
- 3 議員又は記者等から調査委員又は補助員に対し、個別に問い合わせがあった場合の対応は、タイムチャージによる算定とする。

第6条（請求・支払）

- 1 タイムチャージ、事務的経費及び公式説明等の請求は、月末締めとし、原則として翌月10日までに、請求書、タイムチャージシート、事務的経費明細、公式説明等明細及び領収書等の写しを添付して提出しなければならない。
- 2 市は、前項の書類を受領し内容確認のうえ、横浜市会計規則等に基づき支払うものとする。

第7条（協議による調整）

この基準に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、市と調査委員及び補助員との協議により定めるものとする。

附則（適用期日）

この基準は、令和8年3月16日から適用する。

請求書

(請求先)
横浜市長 様

令和 8 年 月 日

住所

第三者による調査依頼について、 月分の報酬を請求いたします。

請求金額

(内訳)

項目	数量	単価	金額
タイムチャージ			
事務的経費			
公式説明等			
報酬額 (税抜)			
消費税額			
報酬額 (税込)			
(源泉徴収額)			
合計 (税込)			

振込先金融機関	
金融機関等名称	
支店名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

タイムチャージシート

※網掛部分にご入力ください

弁護士氏名	
-------	--

期間 ～

[illegible]

a 従事時間合計	※15分未満切捨
----------	----------

事務的経費明細

※網掛部分にご入力ください

弁護士氏名	
-------	--

期間		～	
----	--	---	--

月日		項目	支払先	金額	領収書 番号	摘要

b 事務的経費合計額	
------------	--

公式説明等明細

※網掛部分にご入力ください

弁護士氏名	
-------	--

月日		開始時間	終了時間	従事時間	公式説明 内容	備考

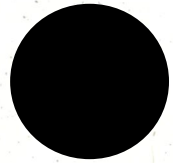
c 公式説明等回数	
-----------	--

承諾書

令和8年3月16日

横浜市副市長 伊地知 英弘 様

弁護士 伊藤 信吾



令和8年3月13日総コ第557号の第三者による調査依頼について、依頼内容のとおり承諾します。

総 コ 第 584 号
令和 8 年 3 月 27 日

弁護士 伊藤 信吾 様

横浜市副市長 伊地知 英弘
(総括コンプライアンス責任者)

第三者による調査依頼について

「横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱（令和 8 年 2 月 20 日制定 総コ第 513 号）」第 2 条で定める調査委員として調査等を依頼しますので、別紙承諾書を提出してくださるようお願いします。

1 依頼事項

日本弁護士連合会の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」に基づき、以下の事項を依頼します。

- (1) 令和 8 年 1 月 15 日に（当時）横浜市総務局人事部長久保田氏が記者会見の際に配付した文書「横浜市長・山中竹春氏による問題のある言動」中に記載されている事実関係の調査、認定、評価

※ 1 月 28 日に、市議員・マスコミに対して、久保田氏が把握している事実関係をまとめた資料が追加で配付されています。

- (2) 前項に関連する事項において、その他必要と認める事項

2 依頼期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで

※ 調査の進捗状況により、期間の見直しが必要な場合には、協議のうえ見直すことができるものとします。

3 事実関係の認定、評価について

- (1) 事実関係の認定、評価にあたっては、報告書の形式によるものとします。
- (2) 報告書の内容について、横浜市のほか、横浜市会及び横浜市政記者会等への説明を依頼することがあります。

4 報酬

別紙「横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準」のとおりです。

※ 調査期間中における 1 か月あたりの平均報酬額は、全調査委員及び補助員合計で 600 万円を目安とします。

5 支払方法

- (1) 調査委員は、請求書、タイムチャージシート、事務的経費明細及び公式説明等明細を

横浜市に提出することにより、報酬の請求を行います。

- (2) 事務的経費明細のうち、領収書等支払を証明する資料が存在するものについては、当該資料の写しを併せてご提出ください。
- (3) 横浜市は、請求書受領後20日以内に、調査委員が指定する金融機関口座に報酬を振り込みます。
- (4) 支払にあたっては、所得税法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により、10.21%※を源泉徴収します。
※源泉徴収対象額が100万円を超える部分については、20.42%となります。

6 個人情報の取扱い

調査委員及び補助員は、調査に協力する職員その他の者のプライバシー等を配慮するにあたり、日弁連指針及び関係法令だけでなく、以下の点についても御留意ください。

- ・ 事案関係者への事情聴取にあたっては、聴取対象者の秘匿を条件に実施することも検討してください。
- ・ 必要に応じて庁舎外での聴き取り等、特段の配慮もお願いします。
- ・ 調査によって作成した調書等及び収集した証拠資料は、調査委員及び補助員の責任において、調査終了から5年間保存し、横浜市には引き渡さないこととします。
- ・ 調書等及び収集した証拠資料の保存期間が過ぎた際には、シュレッダー等の確実な方法で廃棄することとし、その旨を横浜市に報告してください。

7 その他

中立・公平な立場から調査していただくため、横浜市の対応窓口は必要最小限に留めさせていただき、調査委員から資料要求等の連絡を受けた場合に限り、対応することとします。

8 別紙

- (1) 承諾書
- (2) 横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱
- (3) 横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準

(担当)

横浜市総務局コンプライアンス推進室
湊、加納

電話：045-671-4300

E-mail：so-comp@city.yokohama.lg.jp

承諾書

令和8年4月1日

横浜市副市長 松浦 淳 様

弁護士 伊藤 信吾 印

令和8年3月27日総コ第584号の第三者による調査依頼について、依頼内容のとおり承諾します。

横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱

制定 令和8年2月20日 総コ第513号（副市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、令和8年1月15日に総務局人事部長が記者会見の際に配布した文書「横浜市長・山中竹春氏による問題のある言動」中に記載されている事実関係について、第三者による調査等（以下「第三者調査」という。）を実施するため、基本的な事項を定める。

（調査委員）

第2条 第三者調査の調査委員は、専門的な知識及び経験を有する弁護士3名とする。

（補助員）

第3条 調査委員は、調査にかかる事務を補助させるため、横浜市と調整のうえ、専門的な知識及び経験を有する弁護士を3名まで補助員とすることができる。

（調査事項）

第4条 第三者調査では、神奈川県弁護士会に調査依頼した事項（令和8年2月4日総コ第444号）に基づき、次に掲げる事項を行う。

- (1) 第1条の文書に記載されている事実関係の調査、認定、評価
- (2) 前号に関連する事項において、その他必要と認める事項

（ヒアリング等）

第5条 調査委員は、調査にあたって、関係者へのヒアリング及び資料の提供を求めることができる。

（成果物）

第6条 調査委員は、第4条の事項を調査の上、報告書を作成及び提出する。

（庶務）

第7条 第三者調査の庶務は、調査委員及び補助員において処理する。ただし、第三者調査に係る謝金等の支出及びその他調査委員が必要と認めて本市に依頼したものは、総務局コンプライアンス推進室コンプライアンス推進課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査に関し必要な事項は総括コンプライアンス責任者が定める。

附則

この要綱は、令和8年2月20日から施行する。

横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準

制定 令和 8 年 3 月 13 日 総コ第 556 号（副市長決裁）

令和 8 年 2 月 20 日総コ第 513 号 横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱（以下「要綱」という。）第 2 条で定める調査委員及び第 3 条で定める補助員への報酬基準は以下のとおりとする。

第 1 条（用語の定義）

この基準において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) タイムチャージ

要綱第 4 条に基づく調査に要した時間に応じて算定する報酬をいう。

(2) 事務的経費

要綱第 4 条に基づく調査のために必要な実費その他これらに準ずる費用のうち、調査委員及び補助員が外部に支出した費用をいう。

(3) 公式説明等

横浜市議会及び横浜市政記者会への記者会見における説明その他これらに準ずる公式な場における説明行為をいう。

第 2 条（報酬の区分及び額）

1 報酬は、次の各号に掲げる区分により支払う。

(1) タイムチャージ

1 時間あたり 20,000 円

(2) 事務的経費

実費相当額（領収書等に基づく税込額）

(3) 公式説明等

1 回あたり 50,000 円

2 前項第 3 号に定める公式説明等において、実際の説明時間が 2 時間 30 分を超える部分については、当該超過部分をタイムチャージで算定する。説明時間とは、当該公式説明等における調査委員又は補助員の発言（説明・答弁）の合計時間をいう。

3 市が調査委員又は補助員に報酬を支払う際には、消費税及び地方消費税相当額を別途加算するものとする。

4 タイムチャージの算定単位は 15 分とし、15 分に満たない時間は切り捨てる。

5 タイムチャージの算定は、毎月 1 日から月末日までの 1 か月単位で行う。

第 3 条（タイムチャージに含まれる業務の範囲）

1 タイムチャージに含まれる主な業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 調査委員及び補助員同士の打合せに要する時間

(2) 市職員に対するヒアリング等及びそれに必要な調査シート等の作成に要する時間

(3) 市から提供された資料・証拠等の確認に要する時間

(4) 関連法令・判例・文献・ガイドライン等の法律調査に要する時間

- (5) 事案の整理、検討、法的リスク評価等の検討時間
 - (6) 意見書、報告書、説明資料等の作成及び修正に要する時間
 - (7) 電話・オンライン会議・メール等による市担当者との連絡等に要する時間
 - (8) テープ・音声データ等の反訳作業に要する時間
- 2 前項に定めるもののほか、調査委員及び補助員が市から依頼された調査に必要な行為として、市の承認を得たものであって、別途事務的経費として整理し得ないものについても、タイムチャージの対象とする。

第4条（事務的経費の範囲）

- 1 事務的経費として、市が別途負担する主な費目及び範囲は、次の各号のとおりとする。
- (1)から(6)までは実費相当額とし、(7)については、合理的範囲で実際に必要となる額とする。
- (1) 交通費
 - ア 公共交通機関（電車、バス）の運賃
 - イ 自動車利用の場合の高速道路料金（※ガソリン代は含まない。）、駐車場料金
 - ウ タクシー料金（深夜、早朝又は公共交通機関の事故等により公共交通機関の利用が著しく不便な場合等、やむを得ない事由がある場合に限る。）
 - (2) 会議室借上費（市職員を対象としたヒアリング等を実施するため、有料の会議室等を借り上げた場合の費用）
 - (3) 音声反訳費（会議・ヒアリング・記者会見等の音声データの反訳を外部業者に委託する場合の費用。ただし、反訳業者に対し守秘義務を課し、納品後は当該データの速やかな削除及び削除証明の提出を求めている場合に限る。）
 - (4) 通信費（携帯電話、ポケット Wi-Fi その他通信機器を本件業務のために専用に借り上げた場合の利用料金で、他目的で利用した通信費と明確に分離することが可能な場合に限る。）
 - (5) 資料取得等の費用（公的機関への情報公開請求手数料等や登記事項証明書、住民票、戸籍謄本等の取得手数料、有料データベースの使用等に要する費用）
 - (6) 複写・印刷費等（コピー用紙の費用及び報告書等を外部印刷業者に発注した場合の資料印刷・製本費。コピー機や印刷用のプリンタ購入費用やそれに掛かる電気代は含まない。）
 - (7) 旅費・宿泊費（遠隔地への出張が必要となる場合の旅費・宿泊費であって、市の事前承認を得たものに限る）
- 合理的範囲で実際に必要となる額
- 2 調査委員及び補助員は、前項の事務的経費を請求する際、請求書と併せて領収書その他支出を証する書類の写しを提出しなければならない。
- 3 事務的経費のうち、少額で通常の事務所経費として一般的に発生するもの（通常の電話代、文具費等）は、原則としてタイムチャージに含まれるものとし、市は別途負担しない。ただし、特に多額となることが見込まれる場合には、事前協議の上、市が負担することができる。

第5条（公式説明等に関する取扱い）

- 1 第2条第1項第3号に定める「1回あたり」とは、同一の記者会見又は同一の議会（委員会を含む。）の開催単位をいう。
- 2 前項の記者会見等の準備行為（想定問答の作成、市職員との事前打合せ、資料作成等）については、タイムチャージによる算定とする。
- 3 議員又は記者等から調査委員又は補助員に対し、個別に問い合わせがあった場合の対応は、タイムチャージによる算定とする。

第6条（請求・支払）

- 1 タイムチャージ、事務的経費及び公式説明等の請求は、月末締めとし、原則として翌月10日までに、請求書、タイムチャージシート、事務的経費明細、公式説明等明細及び領収書等の写しを添付して提出しなければならない。
- 2 市は、前項の書類を受領し内容確認のうえ、横浜市会計規則等に基づき支払うものとする。

第7条（協議による調整）

この基準に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、市と調査委員及び補助員との協議により定めるものとする。

附則（適用期日）

この基準は、令和8年3月16日から適用する。

請求書

(請求先)
横浜市長 様

令和 8 年 月 日

住所

第三者による調査依頼について、 月分の報酬を請求いたします。

請求金額

(内訳)

項目	数量	単価	金額
タイムチャージ			
事務的経費			
公式説明等			
報酬額 (税抜)			
消費税額			
報酬額 (税込)			
(源泉徴収額)			
合計 (税込)			

振込先金融機関	
金融機関等名称	
支店名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

タイムチャージシート

※網掛部分にご入力ください

弁護士氏名	
-------	--

期間 ～

[illegible]

a 従事時間合計	※15分未満切捨
----------	----------

事務的経費明細

※網掛部分にご入力ください

弁護士氏名	
-------	--

期間		～	
----	--	---	--

月日		項目	支払先	金額	領収書 番号	摘要

b 事務的経費合計額	
------------	--

公式説明等明細

※網掛部分にご入力ください

弁護士氏名	
-------	--

月日		開始時間	終了時間	従事時間	公式説明 内容	備考

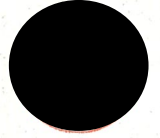
c 公式説明等回数	
-----------	--

承諾書

令和8年4月1日

横浜市副市長 松浦 淳 様

弁護士 伊藤 信吾



令和8年3月27日総コ第584号の第三者による調査依頼について、依頼内容のとおり承諾します。

総 コ 第 592 号
令和 8 年 3 月 27 日

弁護士 野口 容子 様

横浜市副市長 伊地知 英弘
(総括コンプライアンス責任者)

第三者による調査依頼について（補助員）

「横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱（令和 8 年 2 月 20 日制定 総コ第 513 号）」第 3 条で定める補助員として調査にかかる事務の補助を依頼しますので、別紙承諾書を提出して下さるようお願いします。

1 依頼事項

日本弁護士連合会の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」に基づき、以下の事項を依頼します。

- (1) 令和 8 年 1 月 15 日に（当時）横浜市総務局人事部長久保田氏が記者会見の際に配付した文書「横浜市長・山中竹春氏による問題のある言動」中に記載されている事実関係の調査、認定、評価

※ 1 月 28 日に、市議員・マスコミに対して、久保田氏が把握している事実関係をまとめた資料が追加で配付されています。

- (2) 前項に関連する事項において、その他必要と認める事項

2 依頼期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで

※ 調査の進捗状況により、期間の見直しが必要な場合には、協議のうえ見直すことができるものとします。

3 事実関係の認定、評価について

- (1) 事実関係の認定、評価にあたっては、報告書の形式によるものとします。
- (2) 報告書の内容について、横浜市のほか、横浜市会及び横浜市政記者会等への説明を依頼することがあります。

4 報酬

別紙「横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準」のとおりです。

※ 調査期間中における 1 か月あたりの平均報酬額は、全調査委員及び補助員合計で 600 万円を目安とします。

5 支払方法

- (1) 補助員は、請求書、タイムチャージシート、事務的経費明細及び公式説明等明細を横

浜市に提出することにより、報酬の請求を行います。

- (2) 事務的経費明細のうち、領収書等支払を証明する資料が存在するものについては、当該資料の写しを併せてご提出ください。
- (3) 横浜市は、請求書受領後20日以内に、補助員が指定する金融機関口座に報酬を振り込みます。
- (4) 支払にあたっては、所得税法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により、10.21%※を源泉徴収します。
※源泉徴収対象額が100万円を超える部分については、20.42%となります。

6 個人情報の取扱い

調査委員及び補助員は、調査に協力する職員その他の者のプライバシー等を配慮するにあたり、日弁連指針及び関係法令だけでなく、以下の点についても御留意ください。

- ・ 事案関係者への事情聴取にあたっては、聴取対象者の秘匿を条件に実施することも検討してください。
- ・ 必要に応じて庁舎外での聴き取り等、特段の配慮もお願いします。
- ・ 調査によって作成した調書等及び収集した証拠資料は、調査委員及び補助員の責任において、調査終了から5年間保存し、横浜市には引き渡さないこととします。
- ・ 調書等及び収集した証拠資料の保存期間が過ぎた際には、シュレッダー等の確実な方法で廃棄することとし、その旨を横浜市に報告してください。

7 その他

中立・公平な立場から調査していただくため、横浜市の対応窓口は必要最小限に留めさせていただき、調査委員又は補助員から資料要求等の連絡を受けた場合に限り、対応することとします。

8 別紙

- (1) 承諾書
- (2) 横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱
- (3) 横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準

(担当)

横浜市総務局コンプライアンス推進室
湊、加納

電話：045-671-4300

E-mail：so-comp@city.yokohama.lg.jp

承諾書

令和8年4月1日

横浜市副市長 松浦 淳 様

弁護士 野口 容子 印

令和8年3月27日総コ第592号の第三者による調査依頼について（補助員）、依頼内容
のとおり承諾します。

横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱

制定 令和8年2月20日 総コ第513号（副市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、令和8年1月15日に総務局人事部長が記者会見の際に配布した文書「横浜市長・山中竹春氏による問題のある言動」中に記載されている事実関係について、第三者による調査等（以下「第三者調査」という。）を実施するため、基本的な事項を定める。

（調査委員）

第2条 第三者調査の調査委員は、専門的な知識及び経験を有する弁護士3名とする。

（補助員）

第3条 調査委員は、調査にかかる事務を補助させるため、横浜市と調整のうえ、専門的な知識及び経験を有する弁護士を3名まで補助員とすることができる。

（調査事項）

第4条 第三者調査では、神奈川県弁護士会に調査依頼した事項（令和8年2月4日総コ第444号）に基づき、次に掲げる事項を行う。

- (1) 第1条の文書に記載されている事実関係の調査、認定、評価
- (2) 前号に関連する事項において、その他必要と認める事項

（ヒアリング等）

第5条 調査委員は、調査にあたって、関係者へのヒアリング及び資料の提供を求めることができる。

（成果物）

第6条 調査委員は、第4条の事項を調査の上、報告書を作成及び提出する。

（庶務）

第7条 第三者調査の庶務は、調査委員及び補助員において処理する。ただし、第三者調査に係る謝金等の支出及びその他調査委員が必要と認めて本市に依頼したものは、総務局コンプライアンス推進室コンプライアンス推進課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査に関し必要な事項は総括コンプライアンス責任者が定める。

附則

この要綱は、令和8年2月20日から施行する。

横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準

制定 令和 8 年 3 月 13 日 総コ第 556 号（副市長決裁）

令和 8 年 2 月 20 日総コ第 513 号 横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱（以下「要綱」という。）第 2 条で定める調査委員及び第 3 条で定める補助員への報酬基準は以下のとおりとする。

第 1 条（用語の定義）

この基準において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) タイムチャージ

要綱第 4 条に基づく調査に要した時間に応じて算定する報酬をいう。

(2) 事務的経費

要綱第 4 条に基づく調査のために必要な実費その他これらに準ずる費用のうち、調査委員及び補助員が外部に支出した費用をいう。

(3) 公式説明等

横浜市議会及び横浜市政記者会への記者会見における説明その他これらに準ずる公式な場における説明行為をいう。

第 2 条（報酬の区分及び額）

1 報酬は、次の各号に掲げる区分により支払う。

(1) タイムチャージ

1 時間あたり 20,000 円

(2) 事務的経費

実費相当額（領収書等に基づく税込額）

(3) 公式説明等

1 回あたり 50,000 円

2 前項第 3 号に定める公式説明等において、実際の説明時間が 2 時間 30 分を超える部分については、当該超過部分をタイムチャージで算定する。説明時間とは、当該公式説明等における調査委員又は補助員の発言（説明・答弁）の合計時間をいう。

3 市が調査委員又は補助員に報酬を支払う際には、消費税及び地方消費税相当額を別途加算するものとする。

4 タイムチャージの算定単位は 15 分とし、15 分に満たない時間は切り捨てる。

5 タイムチャージの算定は、毎月 1 日から月末日までの 1 か月単位で行う。

第 3 条（タイムチャージに含まれる業務の範囲）

1 タイムチャージに含まれる主な業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 調査委員及び補助員同士の打合せに要する時間

(2) 市職員に対するヒアリング等及びそれに必要な調査シート等の作成に要する時間

(3) 市から提供された資料・証拠等の確認に要する時間

(4) 関連法令・判例・文献・ガイドライン等の法律調査に要する時間

- (5) 事案の整理、検討、法的リスク評価等の検討時間
 - (6) 意見書、報告書、説明資料等の作成及び修正に要する時間
 - (7) 電話・オンライン会議・メール等による市担当者との連絡等に要する時間
 - (8) テープ・音声データ等の反訳作業に要する時間
- 2 前項に定めるもののほか、調査委員及び補助員が市から依頼された調査に必要な行為として、市の承認を得たものであって、別途事務的経費として整理し得ないものについても、タイムチャージの対象とする。

第4条（事務的経費の範囲）

- 1 事務的経費として、市が別途負担する主な費目及び範囲は、次の各号のとおりとする。
- (1)から(6)までは実費相当額とし、(7)については、合理的範囲で実際に必要となる額とする。
- (1) 交通費
 - ア 公共交通機関（電車、バス）の運賃
 - イ 自動車利用の場合の高速道路料金（※ガソリン代は含まない。）、駐車場料金
 - ウ タクシー料金（深夜、早朝又は公共交通機関の事故等により公共交通機関の利用が著しく不便な場合等、やむを得ない事由がある場合に限る。）
 - (2) 会議室借上費（市職員を対象としたヒアリング等を実施するため、有料の会議室等を借り上げた場合の費用）
 - (3) 音声反訳費（会議・ヒアリング・記者会見等の音声データの反訳を外部業者に委託する場合の費用。ただし、反訳業者に対し守秘義務を課し、納品後は当該データの速やかな削除及び削除証明の提出を求めている場合に限る。）
 - (4) 通信費（携帯電話、ポケット Wi-Fi その他通信機器を本件業務のために専用に借り上げた場合の利用料金で、他目的で利用した通信費と明確に分離することが可能な場合に限る。）
 - (5) 資料取得等の費用（公的機関への情報公開請求手数料等や登記事項証明書、住民票、戸籍謄本等の取得手数料、有料データベースの使用等に要する費用）
 - (6) 複写・印刷費等（コピー用紙の費用及び報告書等を外部印刷業者に発注した場合の資料印刷・製本費。コピー機や印刷用のプリンタ購入費用やそれに掛かる電気代は含まない。）
 - (7) 旅費・宿泊費（遠隔地への出張が必要となる場合の旅費・宿泊費であって、市の事前承認を得たものに限る）
- 合理的範囲で実際に必要となる額
- 2 調査委員及び補助員は、前項の事務的経費を請求する際、請求書と併せて領収書その他支出を証する書類の写しを提出しなければならない。
- 3 事務的経費のうち、少額で通常の事務所経費として一般的に発生するもの（通常の電話代、文具費等）は、原則としてタイムチャージに含まれるものとし、市は別途負担しない。ただし、特に多額となることが見込まれる場合には、事前協議の上、市が負担することができる。

第5条（公式説明等に関する取扱い）

- 1 第2条第1項第3号に定める「1回あたり」とは、同一の記者会見又は同一の議会（委員会を含む。）の開催単位をいう。
- 2 前項の記者会見等の準備行為（想定問答の作成、市職員との事前打合せ、資料作成等）については、タイムチャージによる算定とする。
- 3 議員又は記者等から調査委員又は補助員に対し、個別に問い合わせがあった場合の対応は、タイムチャージによる算定とする。

第6条（請求・支払）

- 1 タイムチャージ、事務的経費及び公式説明等の請求は、月末締めとし、原則として翌月10日までに、請求書、タイムチャージシート、事務的経費明細、公式説明等明細及び領収書等の写しを添付して提出しなければならない。
- 2 市は、前項の書類を受領し内容確認のうえ、横浜市会計規則等に基づき支払うものとする。

第7条（協議による調整）

この基準に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、市と調査委員及び補助員との協議により定めるものとする。

附則（適用期日）

この基準は、令和8年3月16日から適用する。

請求書

(請求先)
横浜市長 様

令和 8 年 月 日

住所

第三者による調査依頼について、 月分の報酬を請求いたします。

請求金額

(内訳)

項目	数量	単価	金額
タイムチャージ			
事務的経費			
公式説明等			
報酬額 (税抜)			
消費税額			
報酬額 (税込)			
(源泉徴収額)			
合計 (税込)			

振込先金融機関	
金融機関等名称	
支店名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

タイムチャージシート

※網掛部分にご入力ください

弁護士氏名	
-------	--

期間 ～

[illegible]

a 従事時間合計	※15分未満切捨
----------	----------

事務的経費明細

※網掛部分にご入力ください

弁護士氏名	
-------	--

期間		～	
----	--	---	--

月日		項目	支払先	金額	領収書 番号	摘要

b 事務的経費合計額	
------------	--

公式説明等明細

※網掛部分にご入力ください

弁護士氏名	
-------	--

月日		開始時間	終了時間	従事時間	公式説明 内容	備考

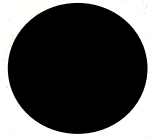
c 公式説明等回数	
-----------	--

承諾書

令和8年4月1日

横浜市副市長 松浦 淳 様

弁護士 野口 容子



令和8年3月27日総コ第592号の第三者による調査依頼について（補助員）、依頼内容
のとおり承諾します。